

下郷町不妊治療・不育症治療費助成事業のお知らせ (令和4年4月以降の治療分)

R5.8 作成

下郷町では、不妊治療や不育症治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、治療費用を助成しています。

※申請前にご確認ください※

- 治療費が高額となる場合には、高額療養費等の制度があります。制度の対象となっている場合には、まず、ご加入の健康保険者へご相談ください。他、付加給付がある場合も同様に、健康保険者へご相談ください。
- ※高額療養費や付加給付が該当となる方は、申請時にこちらの書類も提出いただく必要があります。
- 福島県で、不育症治療（ヘパリンを主としたもの）、不妊検査、医療保険適用外の不妊治療について助成を行っています。こちらが該当する場合、先に県へ申請を行ってください。
(お問合せ先：南会津保健福祉事務所 TEL：0241-63-0305)

<助成の対象>

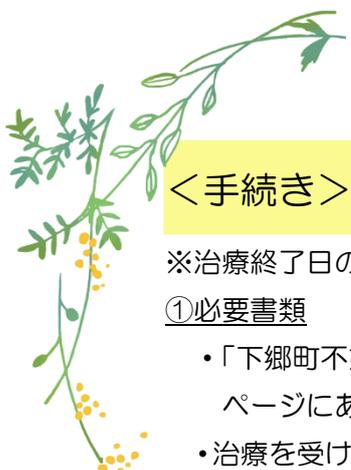
- 令和4年4月1日以降に開始した、不妊治療・不育症治療
- 医療保険が適用される治療、医療保険適用外の治療
 - ・一般不妊治療（タイミング法及び人工授精）
 - ・生殖補助医療（体外受精及び顕微授精 男性不妊治療を含みます）
 - ・先進医療
 - ・不育症治療（原因の治療のための手術や投薬も含みます）
- 不妊治療については、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である方
- 治療を受けた期間及び申請日において、夫婦または夫婦いずれか一方が町内に住所を有している方
- 申請日において、申請者が属する世帯で町税等の滞納がない方

<助成の内容・回数など>

不妊治療、不育症治療それぞれ1回の治療につき20万円を上限とします。

※高額療養費や付加給付、福島県等から受けた助成金がある場合、その額を控除した額が下郷町での助成対象となります。

治療開始時点での女性年齢	回数	その他
40歳未満	6回（1子ごと）	出産または妊娠12週以降の死産に至った場合、再度年齢に応じた回数の助成を受けることができます
40歳以上43歳未満	3回（1子ごと）	



<手続き>

※治療終了日の翌日から起算して、1回の治療終了ごとに1年以内に申請してください。

①必要書類

- ・「下郷町不妊治療・不育症治療費助成金交付申請書」（健康福祉課窓口または町ホームページにあります）
- ・治療を受けている医療機関発行の証明書「下郷町不妊治療・不育症治療費受診等証明書」（健康福祉課窓口または町ホームページにありますので、医療機関へ記入を依頼してください。発行料金がかかる場合がありますのでご了承ください。）
※福島県から不妊治療費の助成を受けている場合は、新たに証明書をご用意する必要はありません。県の申請に使用した受診証明書の写しをご提出ください。
- ・医療機関発行の治療費用に関する領収書、明細書の写し（院外処方がある場合、調剤薬局発行の領収書と明細書もご準備ください）
- ・高額療養費等が該当する場合、その給付額が確認できる書類
- ・福島県から助成を受けた場合、その助成額が確認できる書類
- ・助成金振込先口座（申請者の口座）の通帳またはキャッシュカードの写し

②書類提出

①の書類が準備できましたら、下郷町役場健康福祉課までご提出ください。

③助成金振り込み

提出いただいた書類を確認させていただいた結果、助成対象と認められた場合には、決定通知書が郵送され、申請者の口座に助成金が振り込まれます。

<お問い合わせ>

下郷町役場健康福祉課健康係

TEL：0241-69-1199

E-mail：kenkou_01@town.shimogo.fukushima.jp

ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

不妊治療や不育症などに関するご相談も受け付けています。

南会津保健福祉事務所でも不妊・不育症専門相談を行っています。

(TEL:0241-63-0305)

